

令和5年3月3日（令和4（2022）年度第39号）



全国保育士会委員ニュース

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育士会事務局

〒100-8980
千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-6503
FAX 03-3581-6509
Mail hoikushikai@shakyo.or.jp
<https://www.z-hoikushikai.com>

本ニュースは、全国保育士会委員、顧問、監事、都道府県・指定都市保育士会事務局に送付しています。

<ニュースの内容>

■ 「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針（案）」に関するパブリックコメントの実施について

■ 「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針（案）」に関するパブリックコメントの実施について

改正児童福祉法（令和6年4月施行（一部令和5年4月施行））においては、児童生徒性暴力等を行った保育士について、登録取消しや再登録の制限等、資格管理の厳格化が行われます。これに関して厚生労働省では、資格管理の厳格化の適切な運用や、児童生徒性暴力等の防止及び早期発見等の施策を効果的に推進するための指針の作成を進めています。

この度、「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針（案）」に対するパブリックコメントが開始されましたのでお知らせいたします。

【募集期間】 令和5年2月20日（月）～令和5年3月21日（火）（必着）

【指針（案）の概要】 ※事務局抜粋

第1 保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な方針

1 本指針の目的等

- 「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号。以下「改正法」という。）により、（中略）児童生徒性暴力等を行った保育士について、登録取消しや再登録の制限などの資格管理の厳格化に関する規定が整備されることとなったことを踏まえ、都道府県において資格管理の厳格化に関する運用が適切に実施されるよう基本的な考え方を示すとともに、保育士による児童生徒性暴力等の防止及び早期発見並びに児童生徒性暴力等への対処（以下「児童生徒性暴力等の防止等」という。）に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために本指針を策定する。

2 児童生徒性暴力等の定義

3 国、都道府県、市町村、任命権者等、保育所等の役割

（国の役割）

(都道府県の役割)

(市町村の役割)

(任命権者等の役割)

(保育所等の役割)

- 保育所等は、改正法の趣旨を踏まえ、関係者との連携を図りつつ、保育所等における保育士による児童生徒性暴力等の防止等に取り組むとともに、当該保育所等に在籍する児童が保育士による児童生徒性暴力等を受けたと思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

第2 保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策の内容に関する事項

1 児童生徒性暴力等の防止に関する施策

(1) 保育士に対する啓発

- 厚生労働省においては、全ての保育士が法の内容を理解し、児童生徒性暴力等の防止等に向けて適切に対応することができるよう、児童生徒性暴力等の特徴や法及び基本指針により求められる措置等について周知を図るとともに、都道府県、児童生徒性暴力等の防止等に係る専門家と連携し、保育士に対し、児童の人権、特性等に関する理解及び児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための研修及び啓発の充実を図る。
- 都道府県、市町村においては、保育士による児童生徒性暴力等の防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、保育士の研修及び啓発の充実を図る。
- 保育所等においては、全ての保育士の共通理解を図るため、外部専門家を活用したり、ロールプレイ形式・ディベート形式を導入したりするなどの効果的な研修の工夫を図りつつ、保育士による児童生徒性暴力等の問題に関する園内研修や保育の振り返りなど様々な機会を捉えて実施するなど取組の充実を図る。

(2) 保育士養成課程を履修する学生への理解促進

(3) 児童及び保護者に対する啓発

- 厚生労働省、都道府県、市町村、保育所等においては、児童の尊厳を保持するため、児童及び保護者に対して、何人からも児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることはあってはならないことについて周知啓発に努める。また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等について周知啓発に努める。

2 保育士による児童生徒性暴力等の早期発見及び児童生徒性暴力等への対処に関する施策

(1) 早期発見のための措置及び相談体制の整備

(2) 保育士による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの措置

(3) 保育士登録の取消し

3 保育士の任命又は雇用に関する施策

(1) データベースの整備等

(2) 保育士を任命又は雇用しようとするときの取組

4 特定登録取消者に対する保育士の再登録に関する施策

- (1) 特定登録取消者に対する保育士の再登録
- (2) 都道府県児童福祉審議会の意見聴取

本指針の案やこれに対する意見の提出については、下記をご参照ください。

- 「パブリックコメント」トップ > 案件一覧 > 保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針（案）に関する御意見の募集について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495220402&Mode=0>